解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

京都市南区東九条松田町一三八番地一
財団法人京都中央看護師養成事業団
代表清算人　河村　俊夫

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

京都市東山区本町十五丁目七七八番地東福寺内
財団法人慧日保存会
代表清算人　杉井　哲朗

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

兵庫県姫路市御立西五丁目六番二六号
財団法人姫路市障害者職業自立センター
代表清算人　延澤　高治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

山口県下関市豊北町大字滝部三一三六番地の一
社団法人豊北町ふるさと産業振興公社
代表清算人　安冨　伸一
代表清算人　河野　邦彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字宮下六一番地
財団法人つるぎ町社会福祉基金
代表清算人　西岡　重幸

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年四月七日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

福岡県福岡市博多区麦野六丁目三番五号
清算法人福岡市麦野土地改良区
清算人代表　城戸　肇

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十三年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

宮崎県宮崎市まなび野三丁目五番地一
財団法人宮崎県看護学術振興財団
清算人　舟田　宏

配当公告

群馬県前橋市堀越町一六〇二番地二
破産者　株式会社横堀きのこプロダクション

右の者に対する前橋地方裁判所平成二十一年（フ）第四二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一八〇、八三一、四一六円

一、配当することのできる金額
金一五、一六三、七二九円

平成二十三年五月十八日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二階Ａ―五
破産管財人　湯澤　晃

配当公告

群馬県前橋市堀越町一六〇二番地二
破産者　横堀　修一

右の者に対する前橋地方裁判所平成二十一年（フ）第四四八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一五六、六七三、〇六九円

一、配当することのできる金額
金一〇、八七三、九一五円

平成二十三年五月十八日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二階Ａ―五
破産管財人　湯澤　晃

配当公告

静岡県焼津市利右衛門一二二八番地
破産者　アズマ電機工業株式会社

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十二年（フ）第五三五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二一五、八六〇、二一八円

一、配当することのできる金額
金二五、八八一、八一五円

平成二十三年五月十八日

静岡市葵区常磐町二―六―八　トーカイビル四階
破産管財人　増田　和裕

配当公告

三重県松阪市小野江町八二九
破産者　有限会社インパルス

右の者に対する津地方裁判所平成二十二年（フ）第二一七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金八八〇、九二三、四六八円
（内優先債権額　金二五、一七九円）

一、配当することのできる金額
金一六、一三五、四〇七円
（内優先債権額　金二五、一七九円）

平成二十三年五月十八日

三重県津市丸之内養正町四―一　森永三重ビル二階
破産管財人　室木　徹亮

配当公告

三重県津市一志町庄村三一二番地二
破産者　松岡　成直

右の者に対する津地方裁判所平成二十年（フ）第二一四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四八、五〇七、六一八円

一、配当することのできる金額
金一〇、五七八、四〇四円

平成二十三年五月十八日

三重県津市丸之内三三番二六号　三重合同法律事務所
破産管財人　石坂　俊雄

配当公告

徳島県板野郡北島町鯛浜字原一七二番地
破産者　ミツワ化成株式会社

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十一年（フ）第四四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三一五、二五〇、六九七円

一、配当することのできる金額
金一三、一九七、〇六二円

平成二十三年五月十八日

徳島県徳島市新蔵町一丁目七九番地一
破産管財人　髙田　憲一

配当公告

福岡県大野城市仲畑二丁目六番一号
破産者　株式会社楢崎製作所

右の者に対する福岡地方裁判所平成二十二年（フ）第一三八三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二三二、三五六、二二六円

一、配当することのできる金額
金一五、四二五、八九一円

平成二十三年五月十八日

福岡県福岡市中央区大名二丁目二番二六号　親和ビル六階
破産管財人　古賀　和孝